

確実な納付！「納期限」を守りましょう！

## Q. 労働保険料 納付しないとどうなるの？

労働保険料は、定められた「納期限」までに納付していただく必要があります。  
納期限に十分注意し、期限内に確実に納付してください。



労働保険料の一部は、雇用保険被保険者からの『預かり金』です。  
納期限までに納付できない事情がある場合は、早めに相談しましょう。  
災害等により保険料が一時的に納付できない事業主のために、納付猶予制度があります。

☎お問合せ先：鹿児島労働局労働保険徴収室または最寄りの労働基準監督署

労働保険徴収室	099-223-8276	鹿屋労働基準監督署	0994-43-3385
鹿児島労働基準監督署	099-214-9175	加治木労働基準監督署	0995-63-2035
川内労働基準監督署	0996-22-3225	名瀬労働基準監督署	0997-52-0574



厚生労働省 鹿児島労働局ホームページアドレス  
<http://kagoshima-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp>

# 労働保険料の納付は、確実・便利な「口座振替」で！ 3回に分割納付できる「労働保険事務組合制度」もあります。

## ① 「延滞金」：労働保険の保険料の徴収等に関する法律 第 28 条

保険料を「納期限」（督促による指定期限）までに完納しないと、保険料とは別に「延滞金」を納付しなければなりません。

「延滞金」は、法定納期限の翌日から納付されるまでの日数に応じて、保険料額に年 14.6%（最初の2か月間は軽減措置が設けられています）を乗じて計算します。

※「延滞金」は、税務申告上の経費になりません。

## ② 「滞納処分」：労働保険の保険料の徴収等に関する法律 第 27 条

「滞納処分」とは、保険料を期限内に納付した事業主と納付しなかった事業主との負担の公平を図ることを目的に、保険料滞納事業主が自主的に納付しない場合、法的手続きにより滞納事業主の財産から強制的に保険料を徴収する「強制処分」です。

### 督促（労働保険の保険料の徴収等に関する法律 第 27 条、国税通則法 第 37 条）

納期限を過ぎても納付されない場合、「督促状」が送付されます。



督促状を送付しても納付されず、相談もない場合…

### 財産調査（国税徴収法 第 141 条）

納付についての相談がない、納付の約束が守られないなど、納付の意思が認められない場合には、金融機関、取引先、法務局、市町村等に対して「財産調査」を行います。



催告に対しても納付がなされない場合…

### 財産差押え（国税徴収法 第 47 条）

未納の保険料額に相当する債権（預金、売掛金等）、不動産等の「財産差押え」を行います。

## ③ 「費用徴収」：労働者災害補償保険法 第 31 条（第 1 項 第 2 号）

事業主が労災保険料を滞納している期間中に業務災害や通勤災害が生じ、被災労働者等に労災保険給付を行った場合、事業主からその保険給付に要した費用の一部（最大 40%）を保険料とは別に徴収することになっています。

## ④ 「各種助成金」（雇用安定事業）：雇用保険法 第 62 条

雇用に関する「各種助成金」は、労働保険の「雇用保険料」を財源として支給されます。労働保険料が納付されていない事業主については、助成金の支給対象になりません。

## ⑤ 「納入証明」

「納入証明」は「保険料の未納がないことの証明」です。

労働保険料が完納されていないと、「入札参加資格」や「経営事項審査」等に必要な「労災・雇用保険料納入証明書」が交付できません。